

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第三条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十一～二十五 (略)</p> <p>二十六 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>二十七～三十二 (略)</p> <p>(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に關する記載)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 当四半期会計期間（当事業年度の第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項及び第二十二條の三第三項において同じ。）以降の四半期会計期間に限る。）におい</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 存続会社 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する会社をいう。</p> <p>二十二～二十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十七 持分プリーング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。</p> <p>二十八～三十三 (略)</p> <p>(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に關する記載)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 当四半期会計期間（当事業年度の第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項において同じ。）以降の四半期会計期間に限る。）において自発的に会計処理の原則</p>

て自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第一号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3～5 (略)

(重要な後発事象の注記)

第八条 四半期貸借対照表日後、四半期財務諸表提出会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度(当該四半期会計期間における四半期累計期間を除く。)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象(第七十条第四項において「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(持分法損益等の注記)

第十二条 関連会社(財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により四半期連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。以下この項において同じ。)を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第八号に規定する方法をいう。)を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。

及び手続について変更を行った場合には、前項第一号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3～5 (略)

(重要な後発事象の注記)

第八条 四半期貸借対照表日後、四半期財務諸表提出会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度(当該四半期会計期間における四半期累計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(第七十条第四項において「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(持分法損益等の注記)

第十二条 関連会社(財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により四半期連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。以下この項において同じ。)を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第八号に規定する方法をいう。)を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。

らない。ただし、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

2 (略)

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第十五条 当四半期会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合(次条第一項に定める場合を除く。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 企業結合の概要

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

(削る)

五 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

六 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金

らない。ただし、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

2 (略)

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第十五条 当四半期会計期間においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 被取得企業の名称及びその事業の内容又は事業を取得した場合の相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称及び取得した議決権比率

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びその評価額

五 取得の対価として株式を交付した場合に、株式交付日の株価を基礎に取得原価を算定しているときは、その旨

六 発生したのれん又は負ののれんの金額(当該金額は、暫定的に算定された金額を含む。)、発生原因、償却方法及び償却期間

七 発生したのれん又は負ののれんの金額が暫定的に算定された金

額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨

(削る)

七| (略)

2 前項ただし書の規定にかかわらず、当四半期会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

(削る)

3| 第一項第七号の場合において、影響の概算額を算定することが困難なときは、影響の概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

4| 第一項第七号の場合において、当該注記が監査証明を受けていないときは、その旨を記載しなければならない。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第十六条 当四半期会計期間において逆取得となる企業結合が行われ

額である場合には、その旨

八| 取得企業が存続会社と異なる企業結合に持分プリーング法に準じた会計処理方法を適用したときは、パーチェス法を適用したとした場合に四半期貸借対照表及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額

九| (略)

2 前項の規定にかかわらず、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期会計期間の企業結合全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3| 第一項第八号に掲げる事項は、企業結合を行った四半期会計期間以降においても、継続して注記しなければならない。ただし、当四半期会計期間の翌四半期会計期間以降において影響の概算額に重要性が乏しくなった場合には、注記を省略することができる。

4| 第一項第九号の場合において、影響の概算額を算定することが困難なときは、影響の概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

5| 第一項第九号の場合において、当該注記が監査証明を受けていないときは、その旨を記載しなければならない。

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第十六条 当四半期会計期間において持分プリーング法を適用した企

た場合には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとされたときに四半期貸借対照表及び四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2| 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条 当四半期会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 結合当事者の名称及びその事業の内容、企業結合の目的、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称
二 議決権のある株式の交換比率及びその算定方法、交付し、又は交付する予定の株式数、企業結合後の議決権比率並びに当該企業結合を持分の結合と判定した理由

三 企業結合の結果として処分することが決定された重要な事業
四 企業結合が当事業年度の開始の日以外で行われた場合には、当事業年度の開始の日企業結合が行われたものとみなして算定した直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期損益計算書への影響額

五 前事業年度の財務諸表には持分プリーング法を適用した結果が反映されているが、前事業年度の対応する四半期財務諸表には反映されていない場合には、その旨及び前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間への影響額

2| 前項第四号及び第五号の場合において、適時に、正確な影響額の算定をすることが困難な場合には、その旨、その理由及び適当な方法による影響の概算額を記載することができる。

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条 当四半期会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

<p>一 取引の概要</p> <p>二 (略)</p> <p>三 子会社株式を追加取得した場合には、第十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、注記しなければならない。</p> <p>(共同支配企業の形成の注記)</p> <p>第十八条 当四半期会計期間において共同支配企業の形成(財務諸表</p>	<p>一 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>二 (略)</p> <p>三 子会社株式を追加取得した場合には、第十五条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項に準ずる事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期会計期間の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する注記は、企業結合を行った四半期会計期間後においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示するものとする。また、当該企業結合を行った四半期会計期間後に四半期連結財務諸表を作成することとなった場合は、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、当該企業結合を反映した四半期連結会計期間又は四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>(共同支配企業の形成の注記)</p> <p>第十八条 当四半期会計期間において共同支配企業(財務諸表等規則</p>
---	--

等規則第八条の二十二第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行った場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならぬ。この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

(事業分離における分離元企業の注記)

第十九条 当四半期会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 事業分離の概要

二 (略)

三 分離した事業が含まれていた報告セグメント(第二十二条の三第一項に規定する報告セグメントをいう。)の名称

第八条第六項第四号に規定する共同支配企業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を形成した場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。実施した会計処理の概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期会計期間の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

(事業分離の注記)

第十九条 当四半期会計期間において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

二 (略)

(新設)

四・五 (略)

2 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3 当四半期会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

第二十条 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 取引の概要
- 二 実施した会計処理の概要
- 三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

(追加情報の注記)

第二十二條 この規則において特に定める注記のほか、四半期財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

三・四 (略)

2 前項第四号の記載は、当該継続的関与が軽微な場合には、省略することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の事業分離においては重要性が乏しいが、事業分離が全体で重要性がある場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離全体で注記しなければならない。

(分離先企業の注記)

第二十条 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合であっても、前条第一項第一号に準じて注記しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(追加情報の注記)

第二十二條 この規則において特に定める注記のほか、四半期財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報等の注記)

第二十二条の三 企業を構成する一定の単位(以下「報告セグメント」という。)に関する情報(以下「セグメント情報」という。)については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象の概要(前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。)

2 当四半期会計期間(当該事業年度に属する四半期会計期間のうち当四半期会計期間前のものを含む。)において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法(次項及び第四項において「報告セグメントに係る算定方法」という。)の重要な変更があった場合には、その内容を注記しなければならない。

3 当該事業年度の第二・四半期以降の四半期会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定により行つた注記に加え、第二・四半期以降に変更した理由を注記しなければならない。

4 前事業年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに

(新設)

係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当四半期会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前事業年度の対応する四半期累計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当四半期会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記しなければならない。

5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法による概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

6 当四半期会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負のれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二十二条の四 賃貸等不動産（財務諸表等規則第八条の三十第一項に規定する賃貸等不動産をいう。）については、当該賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期貸借対照表日における当該賃貸等不動産の時価及び四半期貸借対照表計上額を注記しなけ

（新設）

ればならない。

(四半期貸借対照表の記載方法)

第二十五条 (略)

2 四半期貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。

(各資産の範囲)

第二十九条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年以内」とあるのは「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第四十三条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び第五十一条から第五十一条の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年以内」とあるのは、「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以

(四半期貸借対照表の記載方法)

第二十五条 (略)

2 四半期貸借対照表は、様式第一号により記載するものとする。

(各資産の範囲)

第二十九条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年以内」とあるのは「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第四十三条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年以内」とあるのは、「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以

内の日」と読み替えるものとする。

(四半期損益計算書の記載方法)

第五十六条 (略)

2 四半期損益計算書は、様式第三号及び第四号により記載するものとする。

(特別利益の表示方法)

第六十六条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第七十四条 (略)

2 四半期キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

内の日」と読み替えるものとする。

(四半期損益計算書の記載方法)

第五十六条 (略)

2 四半期損益計算書は、様式第二号及び第三号により記載するものとする。

(特別利益の表示方法)

第六十六条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第七十四条 (略)

2 四半期キャッシュ・フロー計算書は、様式第四号又は第五号により記載するものとする。

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）（第五条関係）

改正案

現行

<p>様式第一号</p> <p>【セグメント情報】</p> <p>1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報</p> <p>前第 四半期累計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">.....</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金社</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">金社</td> </tr> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> <tr> <td>セグメント間の内部売上高又は振替高</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> <tr> <td>社</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> <tr> <td>セグメント利益又は損失（△）</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> </table> <p>当第 四半期累計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">.....</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金社</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">金社</td> </tr> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> <tr> <td>セグメント間の内部売上高又は振替高</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> <tr> <td>社</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> <tr> <td>セグメント利益又は損失（△）</td> <td style="text-align: center;">XXXX</td> </tr> </table> <p>前第 四半期会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">.....</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金社</td> </tr> </table>		その他	金社	売上高	その他	金社	外部顧客への売上高	XXXX	セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	社	XXXX	セグメント利益又は損失（△）	XXXX		その他	金社	売上高	その他	金社	外部顧客への売上高	XXXX	セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	社	XXXX	セグメント利益又は損失（△）	XXXX		その他	金社	<p>(新設)</p>																																																
	その他	金社																																																																																																		
売上高	その他	金社																																																																																																		
外部顧客への売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
社	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
セグメント利益又は損失（△）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
	その他	金社																																																																																																		
売上高	その他	金社																																																																																																		
外部顧客への売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
社	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
セグメント利益又は損失（△）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX																																																																																																		
	その他	金社																																																																																																		

売上高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
外部顧客への売上高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント間の内部売上高又は振替高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
計	××××	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント利益又は損失(△)	××××	××××	××××	××××	××××	××××

当第 四半期会計期間 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

(単位：円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント間の内部売上高又は振替高	××××	××××	××××	××××	××××	××××
計	××××	××××	××××	××××	××××	××××
セグメント利益又は損失(△)	××××	××××	××××	××××	××××	××××

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(記載上の注意)

- この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意1.に規定する事業セグメント(同記載上の注意2.により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をいう。
- この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3.に規定するもの(同記載上の注意4.及び5.により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)とする。ただし、同記載上の注意5.中「損益計算書」とあるのは、「四半期損益計算書」と読み替えるものとする。
- 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定

機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

- (1) 報告セグメントごとの利益又は損失
- (2) 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
 - ① 外部顧客への売上高
 - ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
4. 3. において、②①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。
5. 「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事実がある場合（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
6. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、「報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の1から5までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
 - (1) 財務諸表等規則附則式第二号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに四半期累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前事業年度の対応する四半期累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期累計期間について前事業年度の区分方法により作成した情報）
 - (3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が四半期累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

<p>(4) <u>第二・四半期以降の四半期会計期間において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合</u> <u>第二・四半期以降に変更した理由</u></p> <p>(5) <u>前事業年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った</u>、かつ、<u>前事業年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間に</u> <u>ついて</u> <u>これらの事項に相違がみられる場合</u> <u>その旨</u>、<u>変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した</u>「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項</p> <p>9. 8. において、(1)から(4)までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。</p> <p>10. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。</p> <p>11. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。</p> <p>(1) <u>固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合</u> <u>その概要</u></p> <p>(2) <u>のれんの金額に重要な変動が生じた場合</u> <u>のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要</u></p> <p>(3) <u>重要な負ののれん発生益を認識した場合</u> <u>重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要</u></p> <p>12. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
--	--

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）（第五条関係）

様式第二号～様式第六号	様式第一号～様式第五号
改 正 案	現 行